

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、財政的援助団体等の監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和三年八月二十三日

同	同	同	広島県監査委員
川	奥	桑	緒
上		木	方
俊	兆	良	直
幸	生	典	之